

福祉事業の応募・申請資格についてのご案内

下記のいずれかに加入している方が
「現職等」対象の福祉事業に応募・申請いただけます。

ユース
教弘保険

10口以上

新教弘
保険
A型／B型

10口以上

教弘保険
S型

5口以上

教弘保険
K型

5口以上

教弘保険
(1～4種)

6口以上

2023年4月からは65歳までの方が利用できます！

- 「現職等」の福祉事業の対象年齢上限を60歳から65歳に引き上げます。
- 若年退職者なども同様で、教職員の現職か再任用か退職者等かは問いません。
(上記の応募申請資格を満たしていれば「現職等」会員です。)

※但し、65歳までの方でも教弘保険の満了、保険契約内容の変更等の関係で「現職」と同様の福祉事業が受けられない場合があります。不明な場合は弘済会事務局までお問い合わせください。

上記の教弘保険の契約者配当金から配当される事業資金が福祉事業の財源となっております。そのため、次の保険契約等のみのご加入だけでは**福祉事業へ応募・申請いただくことはできません。**

新教弘医療保険 α

新教弘米国ドル建
個人年金保険

米国ドル建
介護保障付終身保険

etc…。

Q

教弘保険加入を検討中です。いつから応募・申請できますか？

A

教弘保険が成立してからになります。なお、応募・申請した福祉事業を受ける場合も教弘保険が成立していることが条件となります。

Q

保険の成立はいつ？

A

教弘保険加入申込書の記入時や保険料の払い込み時ではありません。
万一の場合に契約した保険が支払われる状態になった時点です。

福祉事業への応募・申請資格についてご不明な場合は
事務局までお問い合わせください。

(公財)日本教育公務員弘済会福島支部
TEL 024-522-6522

